

令和2年6月

第6回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和 2 年 第 6 回 和 光 市 教 育 委 員 会 定 例 会 日 程

令和 2 年 6 月 1 8 日（木曜日）午後 1 時 3 0 分開会

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 教育長の報告

日程第 3 付議案件

（1）議案第 1 6 号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについて

日程第 4 協議報告事項

なし

日程第 5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	結 城 浩一郎
〃 次長兼教育総務課長	前 島 祐 三
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 それでは、開会に当たり御挨拶申し上げたいと思います。

国の緊急事態宣言の解除に伴い、大変長期にわたって休業となっておりました市内の小・中学校は、6月1日より再開しました。この間、登下校や児童・生徒の様子、給食の配膳などの様子を把握するために、各学校の状況を見て回りました。様々な制約の中でも、子供たちの様子からは、学校が再開されたことの喜びが伝わってまいりました。

ただ、先生方は、登校時の検温であるとか、健康チェック、消毒作業など、従来の生活には存在しなかったような取組も続いておりますので、緊張感とともに疲弊感が感じられました。しかし、この感染症が収束したわけではありませんので、今後とも学校の状況確認等を行いながら対応してまいりたい、このように思っております。

なお、6月定例会市議会が開会しておりますけれども、この市議会関係については、後ほど結城教育部長から報告をしますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより令和2年第6回和光市教育委員会を開会します。

次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を山下委員さん、よろしく申し上げます。

◎教育長の報告

○大久保教育長 次に、日程第2、教育長報告ですが、資料1を御覧ください。

1日、先ほど申し上げましたように、学校再開しました。この学校再開に当たって、登校や受入れ時の検温、健康チェックの様子等の状況視察を5日間にわたって実施をしました。

2日、定例校長会議、人事評価に係る校長当初面談、それから市長・副市長との総合体育館再開の協議を行いました。

3日、学校給食協会評議員会を開催しました。それから、義務教育指導課の市教委訪問がありました。

9日、再開2週目は、児童・生徒、授業の様子、初任者教員の様子等を把握するため、

これもまた5日間にわたって学校訪問を実施しました。初任者の先生方というのは、4月1日に着任して、子供たちがいないままほぼ2か月過ぎてしまったわけですね。せっかく教員になって、なかなか子供と出会えないという中で、ちょっと様子も心配になりましたので、確認に行ってみりました。

なお、15日からは給食提供を始めたことから、小・中学校の給食配膳の様子等も視察してきました。いろいろ学校によってルールを作って、3密にならない状況をどのように確保するかということで工夫が見られました。

10日、定例教頭会議を開催しました。午後は初任者教員の研修会を実施しました。

11日、6月定例市議会が開会されました。

それから、17日ですけれども、6月定例市議会議案に対する質疑が行われました。

本日、第6回の定例教育委員会の開催です。この後、和光市作文審査委員会を開催します。夜は、市民体育祭実行委員会委嘱式を予定しております。この市民体育祭実施ができるかどうかというのは未定ですが、2年間の委嘱になりますので、本日予定しています。

22日から26日まで定例市議会、市政に対する一般質問が行われます。途中、24日は休会になっていますので、和光市社会教育委員会を開催します。

30日に6月定例市議会が開会されます。

以上でございます。

何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次に、今回の学校再開に当たり、和光市版ガイドラインを策定して、学校への周知を行いましたので、その内容についてお知らせをしたいと思います。

緑っぽい色の資料を御覧ください。

これは和光市版ガイドラインで、学校再開に伴う感染症予防に係るガイドラインということで、6月1日に学校のほうにこのガイドラインを周知徹底しております。

この中で、表紙にありますように、「市内小・中学校へのお願い」ということで、この7つを掲げました。

1点目は、学校の再開は、あらゆる感染防止対策を講じながら、児童・生徒の安全・安心を第一として段階的に実施していくということですね。ですから、1日からの登校

については、分散登校であったり、1時間の授業時間を短縮したりということで実施をしてきました。

2点目は、児童・生徒の健康観察を丁寧に行うとともに、心と体の安定を図り学校生活への適応に努めるということです。まず、子供たちが長期の休み明けでどういう状況かというものは確認できませんので、学習ということではなくて、まず子供たちに寄り添ってということで、このように入れさせていただいております。

3点目が、新たな生活スタイル、これは毎日のようにマスコミでも流されている新しい生活ということなんですけれども、こういったものを取り入れていかないと、なかなかこの感染防止につながっていかないとということです。学校の子供たちの発達段階に応じた新型コロナウイルスに関する知識理解と予防教育を推進していくということでございます。

4点目は、学校生活における様々な制約はあるわけですが、これは児童・生徒の健康を守る上で不可欠なんだということの理解を図っていかないと、なかなか指導が行き届かないのかなということで、これを入れております。

5点目は、友達や教師との心のつながりを図るために、3密を回避できるようなふれあいや交流の仕方を工夫する。基本的に学校での生活、子供たちの生活というのは、全て3密なんです。ですから、それを制約するわけですので、なかなか難しいなという気もするんですけれども、いかにせん、この3密を回避していかなければということで掲げております。

6点目は、学びの重点化ということを通して、とにかく長期にわたる休業でしたから、未修内容はかなりあります。そういった未修内容の解消と学びの連続性、あるいは学習習慣の確立を図っていきましょうということです。

7点目が、新型コロナウイルス感染症は収束していないということの認識に立って、常に危機管理意識を持って児童・生徒の安全・安心の確保に努める。

この7点を周知しております。

ページをめくっていただいて1ページですけれども、ここには「学校再開にあたって」ということで、現在は(3)番のところですね。第3週になります。現在は、通常の登校をして簡易給食、簡易給食というのは、御飯、みそ汁を提供して、おかず、飲物は各自持参という形で、明日まで実施しております。それから、休み時間等の時間差などを考慮してゆとりを持った日課とするように指導しております。

来週からは、通常の授業日課・教育活動に戻していきます。ですから、給食の当番も子供たちがやるようになります。その際の感染防止ということでの対応はかなりあるわけですが、そういった周知もしているところでもあります。

そして、これまで小学校は35分、中学校は40分で1単位時間を実施していましたが、22日以降は通常の1単位時間となりますので、小学校45分、中学校50分授業で実施をすることになります。

時間を変えて行うのが1日から15日までの分散登校。これは午前・午後で交代しました。自治体によっては、この段階では1日置きで実施をしたところが結構あるんですけども、本市では午前・午後で実施をしましたので、かなり授業時数の確保ができたのかなというふうに思います。

それから、22日から8月7日まで、これは通常登校になります。また、この間の子供たちの健康管理ということも非常に大きな課題になっております。暑い時期、登校する際の子供たちの荷物をどう軽減させるかとか、いろいろ配慮しなければならないということで、月曜日の校長研究協議会でこういうことも検討する予定であります。

それから、2ページ目では、3番目、基本的な共通理解事項ということで、どの学校でも守ってほしいということでまとめたものです。

それから、4番目の基本的な感染症対策ということで、これも全ての学校でこの決まりに沿って実施をしていただくということです。

この4番目の(3)では、消毒の徹底というのがあるわけですが、本当に学校、広いですから、様々なところで子供たちが生活していますので、そういったところを消毒していくというのは、本当に容易なことではないなというふうに思っておりますけれども、現在のところは、先生方のお力をお借りして実施しているということです。

5番目、感染が確認された場合の対応ということなんですけれども、朝などの健康チェックで仮に熱が高かった場合、これは従来であると、保健室に連れて行くんですけども、保健室ではなくて、別室をどの学校でも設けてもらいました。一時待機させる場所ということですね。保健室にもし連れて行った場合には、保健室が仮にコロナで感染した場合は、感染源になってしまいますので、保健室は使わないということで、それぞれの学校で子供たちを待機させる部屋を設けてもらっております。

それから、6番目は、症状がある場合の対応です。

あとは徹底すべき主な取組ということで、登校前・登校時。さらには、学級での守っ

ていただくこと。そして、学校生活での留意事項。学習指導。それから、未指導内容の取扱。給食指導ということで、大体1日の生活の中で注意を払っていくべきことが主にまとめられております。

広沢小学校は、通学班登校ではありませんが、ほかの学校は、朝の通学班登校しております。午後はどの学校も集団下校ではありませんので、この暑い中、マスクをして帰すのは厳しいなという思いもありますので、先生方には、間隔をきちっと指導して、マスクなしで下校するよということの話はしている中で、なかなか逆に子供がマスクを取らないという状況もあります。そういう中で心配しているのは熱中症なんですが、またこれは村中委員さんに後ほど御指導いただければありがたいなと思います。

それから、最後のページ、6ページでは、学期終了日と開始日ということ。これは管理規則、前回、この年度に限り、改正をしていただいたわけですがけれども、1学期の終業式が8月7日。ですから、8月7日まで子供たち登校させなければならない。非常に心苦しいんですけども、夏場、プールもないし、そういう中での登校になります。

また、第2学期の始業式も8月21日ということで、夏季休業として休めるのは13日しかありません。終業式は12月25日。第3学期の始業式は1月6日ですので、ここでも短縮をしております。そして、修了式が3月26日ということで、かなりの面で大変な思いをさせてしまうのかなと思っております。

9番目は、行事等の見直しですがけれども、もう既に小学校の林間学校は全て中止をしました。

小・中学校の修学旅行は、本来であれば、中学校はもう6月とかに実施しているんですけども、一応あの時点では延期という形をとっております。また、これから秋口になってきて、この感染がどうなるのかということは全く予想できませんので、そういう状況を見ながら判断したいということです。なおかつ、キャンセル料というのが発生してきますので、そういった判断もしながらということです。

それから、社会科見学、これは小学校の教育活動では社会科見学は多いんですけども、これも1学期中は中止しております。2学期以降できるかどうかというのも、状況を確認しながら判断していくということです。

運動会・体育祭も同じように感染状況を踏まえて判断します。

それから、音楽鑑賞会であるとか、音楽会、サンアゼリアを使って従来実施しておりますけれども、この辺もなかなか実施が難しいのかなというふうに思っております。

また、陸上、サッカー大会、外で実施しますけれども、これも観戦状況は過密になりますので、判断が必要かなと思います。

それから、発育測定、健康診断、これは本来であれば6月末までに実施しなければならないんですけれども、これができておりません。2学期の実施ということで準備をしています。

以上が今回、学校に周知徹底をしているガイドラインであります。

この件でもし何かありましたら伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

○山田委員 これ一番先生方が大変なのは、消毒の徹底ということだと思うんですけれども、現在どのぐらいの頻度で消毒をされているのか、あと、消毒の仕方ですけれども、昨日のテレビで、専門家の人が消毒のポイントを紹介していたんですが、人が触るところってほしい決まっています、そのポイントだけはしっかり消毒するというふうな話をされていました。ポイントをつかんで効率よくやるということは必要なことかなと思います。

どの程度先生方が消毒をされるのか。あとは、それに先生方に代わる外部への委託、またはPTA・保護者や地域の方に応援を頼むとか、この辺の考えはどうなんでしょうか。

○大久保教育長 はい。

○佐藤次長 消毒については、分散登校時では、午前、子供たちが帰って1回、午後、子供たちが帰って1回。今週から全員登校になった後に関しては、子供たちが下校した後1回しております。

内容については、給食調理室で使っている次亜塩素酸ナトリウムを各学校へ配付いたしまして、それを規定の量で薄めて、適正な濃度にしたものを、ドアノブやスイッチなど、子供が触るところ。あとは子供の机を中心に担任が分担してやっています。

トイレについては、次亜塩素酸を薄めてふいたり、あるいはモップに染み込ませてふいたりして掃除をしております。

それから、人材については、国の二次補正予算で、スクールサポートスタッフを県に申請しているところです。ただ、実際それが就いたとしても9月以降になりますので、現時点では学校の職員でやっているという状況です。

それから、保護者等には、今の時期は外部から校内へ入っていただかない

形ですので、まだ頼んでいませんが、場合によっては、そういうことも必要かなと思っています。

○大久保教育長 ほかによろしいでしょうか。

村中委員さん、これに関して何かご指導いただけることがありましたら。

○村中委員 僕は、アルコールも次亜塩素酸も効くと思うんですが、誰かが触ったら、そこをまめに消毒するなんていうのは、まず無理でしょう。だから、だいたい学校に来る子供たちが感染していないという前提のもとに、授業を行ったりしているわけですから、その辺は、さっきおっしゃっていたように、その感覚で問題ないと思いますけれども。専門家もはっきり言って、まだまだ専門家になっていないような時期ですし、公衆衛生学の専門家、先生の中には、次亜塩素酸も効かないという方もいますけれども、多分大丈夫だと思いますけれども、だから、いろいろなんです。できるだけ守るとしか言いようがないです。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員 先ほど御説明あったんですが、マスク着用で、実際マスクをつけると、マスクによっても、通気性とか、機能的な面でいろいろ違うと思うんですけれども、階段を上り下りすると、さっき4階まで上がったら、息切れしてしまって、とにかく大変だと思いますので、マスクを外せる時間帯を設けるだとか、また、マスクをしていると、喉が渇いていることに気が付きにくくなりますから、定期的に水分補給をしたりということも大事だと言われているので、その辺、マニュアル等にはどうでしょうか。

○大久保教育長 それは周知してあります。

○山田委員 その辺徹底して、子供たちが喉が渇いている状況で、ましてこれから暑い時期ですので、その辺を徹底していただきたいなというふうに思います。

○大久保教育長 水分補給については、従来であれば、水筒を手元に置いてというのは駄目だったんですけども、今は状況が状況だから、子供が飲みたいときに飲ませようというふうに指示しています。でないと、喉の渇きというのは分からない、マスクでね、そのように学校には伝えてあります。

あとは、確かに間隔を取るというのは、大人だったらいいんですけれども、子供は難しいです。くつつくのが当たり前ですから。だから、なかなか登下校を見ている、一

列で間隔取ってなんていうことは無理ですね。帰りは集団下校ではないからいいですよとしたときに、もうくっついて帰っていくようなことになってしまうと、また周りも心配するだろうし、ただ、村中委員さんも言ったように、子供が学校に熱もなくて来ているということであれば、本当にそれだけの危険性があるかというところはどうなんでしょうね。だけど、世の中、それで許されない状況なんですね。ですから、ある程度きちっとしたルールを決めさせていただいているんですけども。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎付議案件

○大久保教育長 それでは、次に日程第3、付議案件に移ります。

本日の付議案件は1件になります。

議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについてを上程します。

それでは、初めに、議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについての説明を学校教育課長、お願いします。

○佐藤次長 それでは、資料2を御覧ください。

議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについて説明いたします。

改正点は、第5条第1項の認定期間の後ろの部分を含めて6月末日としていたところを、括弧を追加いたしまして、支給の決定を6月に受けた者にあつては、翌年の6月末日までとするという文言を追加する内容になります。

現在、就学援助費の認定期間は、認定日以降の最初の6月末日までとし、7月以降も就学援助を希望する場合は、再度申請が必要となります。1月から5月に申請する場合は、前々年度所得、6月から12月に申請する場合は、前年の所得を判定するため、これまで6月に認定となった方でも、7月以降の受給を希望する場合は、判定に用いる所得が同じだったとしても、もう一度申請をしていただかなければいけないという手間がかなりありました。そのため、保護者の負担を軽減するため、6月に申請し認定となった場合は再度出さずに、翌年の6月末日までとするという改正でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○大久保教育長 説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

従来よりは簡便化されるという理解でいいですね。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○大久保教育長 それでは、御質問等がなければ、質疑を終結します。

採決します。

議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議ないと認め、議案第16号 和光市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱を定めることについては、原案のとおり承認されました。

これで予定した議案は議了しました。

ありがとうございました。

◎協議報告事項

○大久保教育長 次に、日程第4、協議報告事項に移りますが、本日の協議報告事項は特にございませぬので、先に進みたいと思います。

◎その他

○大久保教育長 次に、日程第5、その他に移ります。

初めに、教育委員さん方から何かございましたらお願いします。

村中委員さん、申し訳ないんですが、熱中症対策について御指摘いただければ、いよいよこれから本番を迎えますので。

○村中委員 去年もお話したんですが、水分補給は水では駄目なんです。麦茶がお勧めです。それから、運動する前とか、喉が渴く前に水分補給すること。こまめに水分補給することが大事です。あとは帽子をかぶることです。

○大久保教育長 運動前に飲むのが重要ですね。子供たち、どうしても喉が渴いてから飲む場面が多いと思うんですね。これは学校教育課長、月曜日によく校長会で周知してお

いていただければいいと思います。

○佐藤次長 はい。

○大久保教育長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○山田委員 教室ではエアコンをつけて、窓は全開の状態なんですか。

○佐藤次長 学校の構造状態でも違いますが、廊下の窓はとにかく開けて、空気が流れる形にして、今、全開というよりは斜めに空気が通るようなかたちにしています。今は暑くないので、学校を見て回ると、大体、全開にしているところが多いです。

○大久保教育長 取りあえず学校には、校庭側は閉めていいと伝えてあります。大体、クーラーは校庭側のほうにあって、廊下のほうに吹きつけるんですね。ですから、廊下側は全開。学校によっては、前後ろのドアは外しているところもありますから、それで、実際、真夏になってどのくらい冷えるかというのはまだ分からないです。そのくらいしないと、解決しないというふうに思います。

○山田委員 クーラーと扇風機を使うと、非常に効率がいい。その辺りはどうでしょう。

○佐藤次長 扇風機があるところは、大体、特別教室でエアコンがないところですので、教室で併設しているところはないですね。

○大久保教育長 課題ですね、夏場どうするのか。よく現場を確認しながら。

牧委員さん、何かありますか。

○牧委員 今日午前中、大和中学校に確認に行きました。生徒もみなマスクを着用していましたし、窓も開いていました。訪問はちょうど給食の時間だったんですけども、年齢もあると思うんですが、しゃべっていなかったです。ただ、先生が配膳を1人でクラス分をされていて大変だと思いました。

学校全体も落ち着いているように見えるので、滑り出しとしてはいいんじゃないかなと思いました。

○大久保教育長 ありがとうございます。

山下委員さん。

○山下委員 今回はようやく学校が始まり一安心したところですが、その一方で、まだ生活リズムが、安定してきたとはいええない状況かと思います。学校が始まったら始まったで、登校日が先週まで、午前中、午後、午前中、午後、と落ち着かないと思いました。ぼちぼち落ち着いてくるかと思いますが、子供たち、最後、コロナ以外のところでストレス

をためておりましたので、学校が始まりありがたく思います。

○大久保教育長 ほかになれば、事務局のほうから報告をさせていただきたいと思いません。

初めに、結城教育部長から6月定例市議会について報告をお願いします。

○結城部長 それでは、6月の定例議会、6月11日から始まっております。こちらの別紙の資料に、一般質問の内容を取りまとめておりますので、確認していただければと思います。

6月議会につきましては、繰越明許費、去年度中に予算の執行が終わらなかった繰越の報告が4件ほど報告として出てございます。

そのほか、今般、コロナ禍の影響を受け、議会の議決を通さないで緊急に措置した予算の専決処分をしましたので、その報告と併せて、31件の議案が上程されている次第でございます。資料がございますが、市政に対する一般質問では、17名中12名の議員から教育行政に関する質問をいただいております。特に市内小・中学校のコロナの関係でどういう対策をしているか。臨時休業の期間様々な課題、問題が提起されまして、これに対する質問が占めています。

主なものを挙げますと、臨時休業中の学習の遅れに対するリモート授業の環境整備、児童・生徒の心のケアのほか、給食の問題。それから、学校を少し離れまして、図書館のバリアフリー化などの質問が出ております。お手元の資料に質問内容を書いておりますので、後ほど見ていただければと思います。

いずれにしても、今回、予期しないパンデミック、本市だけに限ったことではございませんが、様々な課題、システムの脆弱性というんですかね、いろいろ改めなければいけないものも出てきたことから、できる限り教育環境の改善を図っていくとともに、必要な設備ですね、そういうものについては、今後、市長部局に要望してまいりたいと考えております。

すみません、非常に簡単でございますが、以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

特に議会関係では何かありませんか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 ないようであれば、それでは、次に、各課から報告お願いしたいと思います。

初めに、学校教育課から。

○佐藤次長 学校教育課からは、部活動の再開について簡単に説明させていただきます。

写しの資料は6月10日付で学校へ発出したものですが、基本的にはそこに書いてあるとおり、6月16日、おとといから、無理をしないで段階的に再開するということ。

当面は朝練や土日や試合等については実施しないということ。

顧問は再開に当たって配慮事項をきちんと説明するということ。

そして、何よりも、3年生、3月から全くできずに引退という形になりますので、大会はできないにしろ、例えば運動部であれば、市内あるいは朝霞地区内で多少の試合をやって引退するとか、これに関しては、中学校間で調整して配慮して行うようにしております。

1年生の仮入部は、来週ぐらいから段階的にやればということで今計画しております。

日程、時間等については裏面になります。

今週は、週2回1時間程度、ミーティングとかそういう体ほぐしから始める。来週22日から26日は、週3回1時間程度。そして、6月29日月曜日から通常の活動に移ればいいなということではあります。その週から、土日の試合ですとかできればと考えております。また、朝練に関しては、登校時の体温チェックをやっている時期に関しては厳しいと考えておりますけれども、その辺は来週の月曜日の校長会でも調整しながら決めていければと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

学校教育課からの報告について何か御質問ございませんか。

お願いします。

○村中委員 部活動についてなんですが、運動部に関しては、各部連盟等があります。体育連盟の何か決まり事、そういうものがあれば、例えばもし和光市だけで何か運動部の制限をしてしまうと、ほかの地区との差が出てしまう。だから、もし何か協議、あるいは制限をするのであれば、体育連盟のアドバイスなり規則なりを全国一律にしてもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

○大久保教育長 これは中体連等からの通知も来るのでしょうか。

○佐藤次長 中体連については、今回の学校総合体育大会の中止の連絡しか来ておりませ

ん。県教委から体育の授業の扱いは来ております。

ただ、今おっしゃるとおり、差があり過ぎてもいけないので、朝霞地区4市の間では、少なくとも横の連携は取るようにしております。野球は、高校ではご存じのとおり県ごとに小規模な大会を各地で行うということも報じられていますので、そこまで準じなくても、多少の共通理解は図ってやれるのかなと思っております。

○村中委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に、生涯学習課、お願いします。

○茂呂課長 それでは、生涯学習課の事業について御報告いたします。口頭で失礼いたします。

子ども教室、わこうっこクラブは、委託事業である第五小学校のわこうっこクラブを除いて中止とさせていただいておりましたが、学校が通常登校となることから、市のボランティアによる運営であるわこうっこクラブにつきましても、7月1日を目途に再開できるよう調整を行っているところであります。しかしながら、学校によってはボランティアの人数が不足しており、開設ができない可能性も考えられるという状況です。

続きまして、図書館につきましては、6月1日から館内での貸出しを実施していましたが、7月から座席の利用についても再開し、段階的に開館時間や滞在時間を緩和してまいります。6月中旬に、本館、分館に図書の消毒機が各1台納品予定となり、この機械によって、30秒で一度に6冊の図書を消毒することができます。

公民館につきましては、7月からの再開に向けて、公民館におけるコロナウイルス対策の基本的事項を定めた要領や、各施設ごとの利用基準を作成いたしまして、現在、利用団体への周知や調整を行っているところであります。特に中央公民館は、窓の開閉ができない部屋もありまして、他の公民館に比べますと、比較的制限が多くなっておりますが、現状を確認したところ、利用者の方には御理解をいただけている様子であるということです。

また、新倉ふるさと民家園につきましても、7月からの開園に向けて運営を委託しております古民家愛好会の方々と調整を行っております。昔遊びの竹馬やけん玉等については、ゾーンを決めて設置して、遊具の消毒が徹底できるよう工夫を行うなど、安心・

安全な運営に向けて、アイデアを出し合いながら調整をしているところです。

以上です。

○大久保教育長 ありがとうございます。

では、生涯学習課からの報告について何かございませんか。

社会教育施設、これまでかなり制限を加えてきていますけれども、やっと少しずつ再開をしていくということでの報告であります。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、続いて、スポーツ青少年課長、お願いします。

○高橋課長 スポーツ青少年課の高橋です。よろしく願いいたします。

6月2日からレクリエーション広場及び花の木ゲートボール場を再開しました。6月6日から運動場、荒川河川敷運動公園、あとアーバンアクア公園の運動施設を再開しております。

また、総合体育館については、6月13日から部分利用、人数の制限をかけた形で再開しております。なお、総合体育館については、7月1日から23時までの通常の時間営業で運営するよう調整中でございます。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

同じくスポーツ関連施設もいろいろと制限がかかっていたわけですが、少しずつ再開しているという報告であります。

どうぞ。

○山田委員 荒川の河川敷のグラウンド・広場、新倉橋を渡ってすぐのところ、あそこは草が伸びているんですけども、あれはもう使用しないのか、草刈りができていないのか。

○大久保教育長 スポーツ青少年課長、お願いします。

○高橋課長 荒川河川敷運動公園については、新倉橋を渡ったところに多目的広場がございます。それと、野球場がA面、B面、C面とあったんですが、台風19号の関係で河川敷が結構荒れたんですね。その関係で、野球場のA面、B面しか整備されておられません。C面と多目的広場については、管理ができないということで、使用を停止している状況です。

今後、環境を考えて、目的を変えた形での利用を考えているということは、都市整備

課のほうで考えているところです。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、最後に、教育総務課長、お願いします。

○前島次長 私のほうから特にございませんで、次回の日程についてお知らせを申し上げます。

次回の定例教育委員会の日程につきましては、第7回定例教育委員会となります。7月30日木曜日の午後1時半からとなります。602会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、以上をもちまして、第6回定例教育委員会を閉会したいと思います。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時22分

第 6 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員